

宮津市監査公表第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表する。

令和7年1月27日

宮津市監査委員 尾崎吉晃
同 久保浩

請求人に対する監査結果の通知文

宮監第37号
令和7年1月23日

請求人（省略）様

宮津市監査委員 尾崎吉晃
同 久保浩

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和6年12月23日に提出された住民監査請求については、次のとおり決定したので通知します。本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと以下のとおり判断し、却下します。

1 請求の概要

宮津市議会（省略）議員が虚偽の欠席届を行い「市民と議会の懇談会」を欠席した行為が、法及び宮津市議会議員政治倫理条例に違反しているにもかかわらず、令和6年11月分の議員報酬が宮津市長から支払われている。宮津市長は、宮津市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第8条「この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。」を適用し議員報酬の支払いを中止するべきであるが、これを遂行していない。議員の報酬は市民の税金で支払われている。議員報酬の支払いを中止することは法的根拠を有しており、（省略）議員の令和6年11月分の議員報酬を宮津市へ返還を求める。

2 判断に至った理由

(1) 同一住民から同一行為等を対象とした再度の住民監査請求について

既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、最高裁判所は、「法第242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法第242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが

相当である。」と判示している（最高裁判所第二小法廷昭和57年（行ツ）第164号）。すなわち、同一住民が、住民訴訟を提起することなく、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実を対象として、再度住民監査請求を行うことは、いわゆる「一事不再理の原則」により、不適法な住民監査請求といえる。

(2) 本件請求についての検討

これを本件請求についてみると、請求人は、令和6年12月10日付けで本件と同一の財務会計上の行為を対象とした住民監査請求（以下「前回請求」という。）を既に行っている。なお、本件請求において、財務会計上の行為の対象から議長の議員報酬支払を除き、前回請求では添付されていなかった文書を証拠資料として添付したうえ、一部違法事由が改められているが、対象とする財務会計上の行為は(省略)議員の令和6年11月分の議員報酬支払であり、前回請求と同一のものとなっている。

また、上述の最高裁判決では、「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではない」と判示されていることから、本件請求が前回請求と別個のものということはできない。

よって、本件請求は、前回請求と同一住民による同一の財務会計上の行為を対象とした住民監査請求であり、不適法な住民監査請求といわざるを得ない。

以上のことから本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。